

ソーシャルネットワークサービスの取扱い事項

1. 使用する SNS については原則 X(旧 Twitter)、Facebook、Instagram とし、他の SNS を使用する際は区と協議すること。なお、作成したアカウントの所有権については、区に帰属するものとする。
2. 事業用アカウントを使用できる電子機器は限定し、個人で使用する電子機器からはログインしないこと。
3. 運用期間は受託事業契約期間内とし、事業の終了とともにアカウントを削除、または区に返還すること。
4. 個人・民間企業のアカウントはフォローしないこと。
5. 事業用アカウントにおいて使用する画像は事前に区の承認を得ること。
6. プロフィール欄の掲載内容は事業名、事業説明、事業用ウェブサイト、問合せ先の連絡手段に限定すること。
7. ダイレクトメッセージ機能はオフにすること。コメント機能は原則オフとし、コメント機能の必要性がある場合は事前に区と協議すること。なお、事業に関係のない不適切なコメントがあった場合には削除すること。
8. コメントに対する返信は委託事業のイベント等に関するもののみとし、ダイレクトメッセージには返信をしないこと。
9. 個人情報に該当する内容は投稿しないこと。
10. 企業情報を投稿する際は該当する企業に同意を得ること。
11. 投稿内容は事前に区の承認を得ること。また、内容は受託事業イベント、消費生活就労支援課が行う他の事業イベント、新宿区に関すること、その他区長が認めることに限定し、個人的な意見表明や趣味嗜好等の内容を投稿しないこと。
12. 「いいね」等のリアクション機能は受託事業イベント、消費生活就労支援課が行う他の事業イベント、新宿区に関すること、他自治体の就労支援事業に限定すること。

13. SNS の運用に問題が生じた際は速やかに区に経緯を報告すること。

14. パスワードは定期的に更新すること。